

○姫路市文化コンベンションセンター条例

平成30年10月4日

条例第39号

(設置)

第1条 多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちの賑わい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与するため、姫路市文化コンベンションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市神屋町143番地2

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ホール、スタジオ、展示場、会議室その他の施設及び附属設備の提供に関すること。
- (2) 公演、展示会、会議その他の催事に係る企画及び運営、情報の収集及び発信並びに誘致に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、駐車場の入場時間は午前7時から午後10時までとし、出場時間は終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する開館時間、入場時間又は出場時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第6条 別表第1に定める施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(駐車することができる自動車)

第7条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの建物、建物の附属設備、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 催事の開催に当たり必要な許認可を得ていないときその他法令に違反したと認めるとき。
- (5) センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場を利用させないことができる。

- (1) 駐車場の収容台数を超える利用と認めるとき。
- (2) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 人体に危害を及ぼすおそれのある物品又は発火、引火若しくは爆発のおそれのある危険物を積載しているとき。
- (4) 駐車中の自動車を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の変更等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してセンターを使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料等)

第11条 使用者は、別表第1に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）及び規則で定める附属設備及び備品の使用料を納付しなければならない。

2 駐車場を利用する者は、別表第2に定める駐車料を納付しなければならない。

(前払式駐車券)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、券面額が1,000円以内の範囲で前払式駐車券を発行することができる。

2 前項の前払式駐車券には、有効期限を定めることができる。この場合において、当該有効期限の期間は、前払式駐車券の発行の日から6か月以内の範囲で定めるものとする。

3 駐車場を利用する者は、前項の規定により有効期限が定められた前払式駐車券を、当該有効期限を超えて使用することはできない。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、第11条に規定する使用料及び駐車料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第14条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、第10条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりセンターを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第15条 使用者は、その使用する建物等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、センターの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第17条 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為（他の自動車の駐車を妨げることを含む。）をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は許可なくして火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上の必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第19条 建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第16条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。この場合において、第6条から第8条まで、第10条、

第12条から第14条まで、第16条及び第18条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第21条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) センターの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) センターの設置の目的に寄与する事業を企画し、実施する能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

第22条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度同条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。
- (2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

第23条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

（指定管理者の業務の範囲）

第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業を行うこと。

- (2) 使用許可に関すること。
- (3) 第27条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用料金)

第27条 市長は、第20条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の利用料金の額は、使用料等の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料等に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第20条から第24条まで、第27条第2項及び第4項並びに第28条の規定は、公布の日から施行する。

（令和2年11月24日告示第554号で第6条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第1項、第13条、第14条、第16条、第25条、第26条、第27条第1項、第3項及び第5項及び別表第1の規定は令和2年11月25日

から施行)

(令和3年6月2日告示第325号で第1条から第5条まで、第7条、第8条第2項、第11条第2項、第12条、第15条、第17条から第19条まで及び別表第2の規定は令和3年6月15日から施行)

附 則 (令和2年6月30日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第6条、第11条関係)

1 施設の基本使用料

(1) 大ホール

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
全席使用	平日	円 65,000	円 108,000 0	円 129,000 0	円 302,000 0
	休日等(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)	78,000	129,600 0	154,800 0	362,400 0
小規模使用	平日	46,000	76,000	91,000	213,000 0
	休日等	55,200	91,200	109,200 0	255,600 0

備考 小規模使用とは、2階席及び3階席を使用せずに大ホールを使用する場合をいう。

(2) 中ホール

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

		まで	時まで	時まで
平日	円	円	円	円
	26,000	41,000	51,200	118,000
休日等	31,200	49,200	61,200	141,600

(3) 小ホール

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円	円	円	円
	8,000	13,000	15,000	36,000
休日等	9,600	15,600	18,000	43,200

(4) 楽屋

施設		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール楽屋	01	円	円	円	円
		1,100	1,500	1,500	4,100
	02	800	800	800	2,400
	03	800	800	800	2,400
	04	800	800	800	2,400
	05	800	800	800	2,400
	06	2,000	2,500	2,500	7,000
	07	2,000	2,500	2,500	7,000
	08	2,000	2,500	2,500	7,000
	09	800	800	800	2,400
	10	800	800	800	2,400

	1 1	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0
中ホール楽屋	2 1	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0
	2 2	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0
	2 3	2, 0 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	7, 0 0 0
	2 4	1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 1 0 0
	2 5	1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 1 0 0
	2 6	1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 1 0 0
	2 7	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0
小ホール楽屋	3 1	1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 1 0 0
	3 2	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0
	3 3	8 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 4 0 0

(5) メインスタジオ

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円 7, 0 0 0	円 12, 0 0 0	円 14, 0 0 0	円 33, 0 0 0
休日等	8, 4 0 0	14, 4 0 0	16, 8 0 0	39, 6 0 0

(6) スタジオ

施設	午前9時から午前10時50分まで	午前11時から午後0時50分まで	午後1時から午後2時50分まで	午後4時から午後5時50分まで	午後6時から午後7時50分まで	午後8時から午後9時50分まで
スタジオ 1	円 1, 7 0 0	円 1, 7 0 0	円 2, 6 0 0	円 2, 6 0 0	円 3, 4 0 0	円 3, 4 0 0
スタジオ 2	3 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	5 0 0	5 0 0
スタジオ 3	3 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	5 0 0	5 0 0
スタジオ 4	3 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	5 0 0	5 0 0
スタジオ 5	9 0 0	9 0 0	1, 3 0 0	1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0

スタジオ 6	900	900	1,300	1,300	1,700	1,700
--------	-----	-----	-------	-------	-------	-------

(7) 展示場等

施設	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
展示場A	円 96,300	円 112,300 0	円 106,400 0	円 315,000 0
展示場B	63,400	73,900	70,000	207,300 0
展示場C	75,200	87,600	83,200	246,000 0
パントリー	1,100	1,500	1,500	4,100
屋外展示場	19,500	24,000	22,000	65,500

(8) 会議室

施設	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室401	円 9,000	円 12,000	円 12,000	円 33,000
会議室402	9,000	12,000	12,000	33,000
会議室403	9,000	12,000	12,000	33,000
会議室404	9,000	12,000	12,000	33,000
会議室405	5,000	6,000	6,000	17,000
会議室406	5,000	6,000	6,000	17,000
会議室407	23,200	30,800	30,800	84,800
会議室408	23,200	30,800	30,800	84,800
会議室409	23,200	30,800	30,800	84,800

特別会議室	13,500	18,000	18,000	49,500
-------	--------	--------	--------	--------

2 割増料金等

- (1) 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて入場料、観覧料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、当該施設の基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算する。

ア 入場料等のうち最も高いものの額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が、1,001円以上3,000円以下のとき 2割

イ 入場料等のうち最も高いものの額が、3,001円以上5,000円以下のとき 5割

ウ 入場料等のうち最も高いものの額が、5,001円以上のとき 10割

- (2) 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて、商品の展示又は販売を行う場合の使用料は、当該施設の基本使用料の10割の額を加算する。

- (3) 大ホール、中ホール又は小ホールの使用許可を受けた者が、使用しようとする日以前にこれらの施設の舞台のみをリハーサル等に使用する場合の使用料は、一の使用許可について1回に限り、基本使用料（当該使用許可に係る使用が第1号に該当するときは、その割増料金を加算した額）の3割に相当する額とする。

- (4) 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、基本使用料（第1号又は第2号に該当するときは、その割増料金を加算した額）を基礎として、それぞれ料金表の使用時間の区分ごとに1時間当たりの算出料金（料金表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間とする。

- (5) 大ホール、中ホール、小ホール、楽屋、展示場等又は会議室を引き続き2日以上使用する場合において、展示物、器材等の保管のためにのみ使用するとき（設営準備に係る使用を除く。）の夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。

- (6) 大ホールを使用する場合（第3号に該当する場合を除く。）は、大ホール楽屋02、03及び11の使用料を無料とする。

- (7) 中ホールを使用する場合（第3号に該当する場合を除く。）は、中ホール楽屋21及び27の使用料を無料とする。

(8) 小ホールを使用する場合（第3号に該当する場合を除く。）は、小ホール楽屋31の使用料を無料とする。

(9) 前各号における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第11条関係）

駐車時間	駐車料
入場から24時間未満	次に掲げる額の合計額（1,000円を上限とする。） (1) 入場から30分まで 無料 (2) 30分以上1時間未満 100円 (3) 1時間以上 1時間を経過するごとに100円
入場から24時間以上	次に掲げる額の合計額 (1) 24時間につき1,000円 (2) 24時間に満たない時間に係る駐車料については、1時間を経過するごとに100円（1,000円を上限とする。）